



2023年5月12日

各 位

会社名 株式会社 長野銀行  
代表者名 取締役頭取 西澤 仁志  
(コード番号 8521 東証スタンダード)  
問合せ先 総合企画部長 小林 忠昭  
(TEL 0263-27-3311)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月21日開催予定の第64期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当行は、株式交換による経営統合および当行普通株式の株式会社東京証券取引所の上場廃止に伴い、次のとおり当行定款（2023年3月24日開催の臨時株主総会により決議された定款変更の効力が発生した後の当行定款を指しています。以下同じです。）を変更する（以下、「本定款変更」といいます。）ことといたしたく存じます。

- (1) 定款第14条（招集地）は、株主総会の招集地を本店所在地である松本市とするものでありますが、2023年6月1日を効力発生日とする、株式会社八十二銀行との間の株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）による経営統合を踏まえ、機動的な株主総会運営を図るため、定款第14条（招集地）を削除するとともに、定款第15条以下を繰り上げるものであります。
- (2) 定款第16条（電子提供措置等）は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとることを定めておりますが、本株式交換による経営統合により当行の株主は株式会社八十二銀行1名となること、および2023年5月30日をもって株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い当行の株式が上場廃止となることによって、電子提供措置をとる必要性がなくなることから定款第16条（電子提供措置等）を削除するとともに、定款第17条以下の条数を繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、株主総会決議により承認される必要があるところ、2023年6月21日開催予定の第64期株主総会においては、2023年6月1日に本株式交換の効力が発生することで当行の完全親会社となる株式会社八十二銀行が議決権を行使することによって決議がなされる予定であり、本定款変更のために本株式交換の効力発生日前の当行の株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 案
<p>第 1 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p>(A 種優先配当金)</p> <p>第 12 条の 2</p> <p>当銀行は、<u>第 39 条</u>に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下、「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金相当額 (ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下、「A 種優先配当金」という。) の配当をする。配当年率は 8.0% を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 3 に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2, 3 (条文省略)</p> <p>(A 種優先中間配当金)</p> <p>第 12 条の 3</p> <p>当銀行は、<u>第 40 条</u>に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭 (以下、「A 種優先中間配当金」という。) を支払う。</p> <p>第 12 条の 4～第 13 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(A 種優先配当金)</p> <p>第 12 条の 2</p> <p>当銀行は、<u>第 37 条</u>に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下、「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金相当額 (ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下、「A 種優先配当金」という。) の配当をする。配当年率は 8.0% を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 3 に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2, 3 (現行どおり)</p> <p>(A 種優先中間配当金)</p> <p>第 12 条の 3</p> <p>当銀行は、<u>第 38 条</u>に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭 (以下、「A 種優先中間配当金」という。) を支払う。</p> <p>第 12 条の 4～第 13 条 (現行どおり)</p>

<p>(招集地)  <u>第14条 株主総会は、松本市において招集する。</u></p> <p><u>第15条</u> (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)  <u>第16条</u>  <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u>  <u>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>第17条～第18条</u> (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)  <u>第19条</u>  <u>第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u>  <u>2 (条文省略)</u></p> <p><u>第20条～第41条</u> (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第14条</u> (条数は繰り上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第15条～第16条</u> (条数は繰り上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)  <u>第17条</u>  <u>第14条、第15条第1項および第16条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u>  <u>2 (現行どおり)</u></p> <p><u>第18条～第39条</u> (条数は繰り上げ、条文は現行どおり)</p>
--	---

### 3. 日程

本定款変更のための株主総会開催日 (予定)  
本定款変更の効力発生日 (予定)

2023年6月21日 (水曜日)  
2023年6月21日 (水曜日)

以 上